

【 検 査 】

4 7 3 H b A 1 c の算定間隔（糖尿病疑い）について

《令和 7 年 3 月 3 1 日》

○ 取扱い

糖尿病疑いに対する D005「9」H b A 1 c の算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回とする。

○ 取扱いを作成した根拠等

H b A 1 c は、過去 1 か月から 3 か月の平均血糖値を反映する。

以上のことから、糖尿病疑いに対する D005「9」H b A 1 c の算定間隔は、原則として 3 か月に 1 回が妥当な間隔と判断した。

ただし、D005「9」H b A 1 c については、厚生労働省通知[※]において、「（略）クロザピンを投与中の患者については、ヘモグロビン A 1 c（H b A 1 c）を月 1 回に限り別に算定できる。」と示されており、この要件に合致する薬剤を投与している場合は、この限りではない。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について